席上配布資料④

平成26年度第7回子ども子育て審議会

1 1号認定

(1) 年少扶養控除人数の所得階層基準額への影響

(1)年少扶養控防	大数の所令	階層基準	準観への家領		1									
所 得 階 層 区 分 (国基準)	国基準 利用者負担額	収入換算	16歳未満扶養 1人あたり控除額	16歳以上 19歳未満の扶養	16歳未満の扶養親族の人数に応じた所得割基準額 (国基準モデルケース・・片働き世帯・配偶者控除・年少扶養2人)									
(国圣牛)	和加州 東陸縣		17(07/27)12/7/108	1人あたり控除額	年少扶養0人	年少扶養1人	年少扶養2人	年少扶養3人	年少扶養4人	年少扶養5人				
1区分					0円	0円	0円	0円	0円	0円				
生活保護世帯	0円	=	年少扶養を算入しない場合の 影響		影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし				
2区分			-	_	0円	0円	0円	0円	0円	0円				
市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含)	9,100円	~270万	年少扶養を算入しない場合の 影響		影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし				
3区分 所得割課税額 77,100円以下	16,100円	~360万	21,300円 11,100円		34,500円以下	55,800円以下	77,100円以下	98,400円以下	119,700円以下	141,000円以下				
			年少扶養を算入しない場合の 影響		影響なし	影響なし	影響なし	77,101円〜98,400 円の世帯が、3区分 から4区分となる 増 額		77,101円〜141,000 円の世帯が、3区分 から4区分となる 増 額				
			19,800円	7,200円	171,600円以下	191,400円以下	211,200円以下	231,000円以下	250,800円以下	270,600円以下				
4区分 所得割課税額 211,200円以下	20,500円	~680万	年少扶養を算入しない場合の 影響		34,501円〜77,100 円の世帯が4区分から3区分となる 滅額	55,801円〜77,100 円の世帯が4区分から3区分となる 滅	影響なし	211,201円〜231,000円の世帯が、4区分から5区分となる増額	211,201円~ 250,800円の世帯 が、4区分から5区分 となる 増 額	211,201円~ 270,600円の世帯 が、4区分から5区分 となる 増 額				
			19,800円	7,200円	171,601円以上	191,401円以上	211,201円以上	231,001円以上	250,801円以上	270,601円以上				
5区分 所得割課税額 211,201円以上	25,700円	680万~		入しない場合 <i>の</i> 響	171,601円〜 211,200円の世帯が 5区分から4区分とな る 瀬	191,401円~211,200円の世帯が5区分から4区分となる	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし				

年少扶養控除等を算入しない場合の影響について

^{※16}歳未満扶養一人あたり控除額(19,800円)は、所得控除額330,000円/人に市民税率6%を乗じたもの(3階層については、調整控除が含まれる)

^{※16}歳以上19歳未満扶養一人あたり控除額(7,200円)は、所得控除額450,000円/人(特定扶養)から330,000円/人(一般扶養)に変更した差額の市民税率6%を乗じたもの(3階層については、調整控除が含まれる)

(2) 負担増件数 (年少扶養等の人数が3人以上)

(平成26年11月現在データから算出)

変更内容	順位	人数	差額 (月額)	影響額 (月額)	影響額 (年額)	1人あたり影響額 (年額)
	第1子	9人	4,400円	39,600円	475,200円	52,800円
3区分 ⇒ 4区分	第2子	19人	2,200円	41,800円	501,600円	26,400円
(16,100円) (20,500円)	第3子	9人	0円	0円	0円	0円
	計	37人	-	81,400円	976,800円	-
	第1子	10人	5,200円	52,000円	624,000円	62,400円
4区分 ⇒ 5区分	第2子	26人	2,600円	67,600円	811,200円	31,200円
(20,500円) (25,700円)	第3子	8人	0円	0円	0円	0円
	計	44人	_	119,600円	1,435,200円	_
計	_	81人	-	201,000円	2,412,000円	_

(3) 負担減件数 (年少扶養等の人数が1人以下)

変更内容	順位	人数	差額 (月額)	影響額 (月額)	影響額 (年額)	1人あたり影響額 (年額)
5 区分 \Rightarrow 4区分 $(25,700$ 円) $(20,500$ 円)	第1子	45人	5,200円	234,000円	2,808,000円	62,400円
4区分 ⇒ 3区分 (20,500円) (16,100円)	第1子	32人	4,400円	140,800円	1,689,600円	52,800円
計	_	77人	_	374,800円	4,497,600円	-

参考資料 16歳未満扶養人数別表

	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	計
満3歳	1	2	7	2	0	0	0	0	12
3歳	23	310	538	130	12	1	0	0	1,014
4歳	33	207	586	159	22	4	0	0	1,011
5歳	24	225	646	166	20	1	0	1	1,083
計	81	744	1 777	457	54	6	0	1	2 100
цl	82	25	1,777		3,120				

参考資料 16歳以上19歳未満扶養人数別表

2 2 3 7 1 1 2 10 10 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1													
	0人	1人	2人	計									
満3歳	12	0	0	12									
3歳	1,007	7	0	1,014									
4歳	1,003	7	1	1,011									
5歳	1,073	10	0	1,083									
1111111	3,095	24	1	3,120									

(4) 保育料徴収基準(現行)と利用者負担基準(新制度)適用時の保育所入所者の分布

(平成26年10月現在データから算出)

glik 🖂																			つ <u>昇 山)</u> 新階層別	
階	層	Α	B 1	B 2	C 1	C 2	C 3	D 1	D 2	D 3	D 4	D 5	D 6	D 7	D 8	D 9	D 10	D 11	D 12	人数小計
	Α	65																		65
	B 1		94	2	1	1	8	1	1				階層区分変更(保育料減) 見込人数: 767名 減額合計: 2,817,400円(月額)							108
	B 2			56	8	2	17		1											84
	C 1		1	2	6	1	7		2				減落 	百合 計	†:2,8	17,40	0円()	ヲ額) ——		19
	C 2		5	3	6		17	3	15	22	10	4	3							88
	C 3						2			1	3	2								8
	D 1							2			3	3								8
新	D 2						2	1	5	4	11	9	4							36
階層	D 3				2	2	8		3	5	22	15	13							70
	D 4						2		2	4	33	36	42	10						129
案	D 5									2	16	37	65	42	1					163
	D 6										5	18	143	141	50		1			358
	D 7									2		1	29	203	103	1		1		340
	D 8											1	20	57	304	37		•		399
	D 9	-[陛屋	区分	変更(存	料増))						07	101	60	12	1		174
	D 10		見込	人数	:722	名								2	28	99	32	8		169
	D 10	\vdash	増額	合計	: 1,65	3,400	円(月	額)						2	20	97	35	16		150
																	77		170	
 	D 12 階層別	0.5	100	00	00		00	_	00	40	100	100	000	455	2	20		85	179	
	数小計	65 0	100	63	23	4	63 49	7	29 19	40 27	103	126 69	299 127	455 193	591 154	314	157 13	111	179 0	,
	ョ科(滅 <i>)</i> (う料(増)	0	6	5	8	2	12	1	5	8	21	20	29	193	133	216	112	85	0	
-	曽減なし	65	94	56	6	0	2	2	5	5	33	37	143	203	304	60	32	16	179	